

令和3年9月定例会 意見書一覧表

件 名	提 出 者	賛 成 者
<p>〔発議第9号〕 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出について</p> <p>(令和3年9月17日 採択)</p>	吉 田 貫 一	平 山 光 生 阿 部 隆 弘 佐 野 弥奈美 佐 藤 武 志
<p>〔発議第10号〕 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出について</p> <p>(令和3年9月17日 採択)</p>	宗 形 一 輝	佐久間 ふみ子 松 野 美哉子 千 葉 清 正 鈴 木 克 弘 熊 倉 重 樹

発議第9号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の
充実を求める意見書提出について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書を、中標津町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のと
おり提出する。

令和3年9月17日提出

中標津町議会議長 後藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 吉田 貫 一

賛成者 中標津町議会議員 平山 光 生

中標津町議会議員 阿部 隆 弘

中標津町議会議員 佐野 弥奈美

中標津町議会議員 佐藤 武 志

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

北海道中標津町議会議長 後藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
経済産業大臣 内閣官房長官 経済再生担当大臣

発議第10号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
提出について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を、中標津町議
会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年9月17日提出

中標津町議会議長 後藤 一男 殿

提出者 中標津町議会議員 宗形 一輝

賛成者 中標津町議会議員 佐久間 ふみ子

中標津町議会議員 松野 美哉子

中標津町議会議員 千葉 清正

中標津町議会議員 鈴木 克弘

中標津町議会議員 熊倉 重樹

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、北海道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えている。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の中標津町においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

こうした中、中標津町は元より地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
- 4 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を

図ること。

- 5 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 6 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

北海道中標津町議会議長 後藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
国土交通大臣 国土強靱化担当大臣